

乙第11号証

「日本再興戦略」改訂2015

—未来への投資・生産性革命—

平成27年6月30日

目次

第一 総論

I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方	1
II. 改訂戦略における鍵となる施策	4
1. 未来投資による生産性革命	4
(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を引き出す	
(2) 新時代への挑戦を加速する	
(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ	
2. ローカル・アベノミクスの推進	16
(1) 中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化	
(2) サービス産業の活性化・生産性の向上	
(3) 農林水産業、医療・介護、観光産業の基幹産業化	
(4) 自治体に求められる新たな役割(官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等)	
3. 「改革 2020」(成長戦略を加速する官民プロジェクト)の実行	24
III. 更なる成長の実現に向けた今後の対応	26
IV. 改訂戦略の主要施策例	28
1. 未来投資による生産性革命	28
(1) 「稼ぐ力」を高める企業行動を促す	
(2) 新時代への挑戦を加速する	
(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ	
2. ローカル・アベノミクスの推進	34
(1) 中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の徹底強化	
(2) サービス産業の活性化・生産性の向上	
(3) 農林水産業・医療・介護、観光産業の基幹産業化	
(4) 自治体に求められる新たな役割(官製市場の民間開放による新ビジネスの創出等)	
3. 「改革 2020」(成長戦略を加速する官民プロジェクト)の実行	38

時代には、電子的なやり取りはもはや例外ではなく、むしろ原則となる。したがって、申請、届出等の手続について、これまでの対面・書面原則を転換し、「原則 IT」をルール化する制度上の措置を講ずる。

本年 10 月から導入されるマイナンバー制度についても、国・地方のシステム全体に関する監視・検知機能の導入等によるセキュリティ対策の強化と歩調を合わせつつ、利用範囲を税、社会保障からその他の行政サービスに順次拡大するとともに、民間サービスにおける活用についても検討する。

こうした IT・データの利活用促進策の効果は、単なる手続的な時間・コストの削減に止まるものではなく、国民の利便性や暮らしの質を向上させるものでもある。また、電子的なやり取りが原則となることにより、世界的に見てもビジネスが展開しやすい環境の実現につながるとともに、データを利活用した新サービスの創出も促進され、これまでにない付加価値を生み出す可能性も秘めている。そうしたイノベーションを促進するため、データを利活用した新たなビジネスモデルを創出する企業のチャレンジを後押しするとともに、新たな市場を創出するための規制・制度改革を推進する。

<鍵となる施策>

- ① サイバーセキュリティの抜本的な強化
- ② IT 利活用を推進するための新たな法制上の措置
- ③ マイナンバーの利活用範囲の拡大

(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ

i) 少子化対策、労働の「質」の向上及び女性・高齢者等の一層の活躍促進

人口減少社会の到来は、需給双方の観点から、日本経済に突き付けられた大きな課題である。出生率の向上が 5 年遅れるごとに、将来の定常人口が概ね 300 万人ずつ減少するとされており、一刻の猶予も許されないとの危機感の下、2015 年度からの 5 年間を「少子化対策集中

極的な投融資を実施する。

○海外インフラの総合的広域開発推進体制の強化

- ・ 現地における民間企業、関係政府機関等の協力・連携を強化し、開発プロジェクトの案件発掘活動を強化する。また、開発候補案件について、現地の課題・要望に応じた提案をパッケージとして相手国に提示するため、政府横断的な企画調整機能を強化する。

(2) 新時代への挑戦を加速する

i) 迫り来る変革への挑戦（「第四次産業革命」）

① IoT・ビッグデータ・人工知能による産業構造・就業構造変革の検討

- ・ IoT・ビッグデータ・人工知能による大変革時代に対応した民間投資と政策対応を加速する官民共有の羅針盤として、産業構造及び就業構造への影響や官民に求められる対応等について、早急に検討を進める。 【来年春頃までに検討】

ii) セキュリティを確保した上での IT 利活用の徹底

○サイバーセキュリティの抜本的な強化

ア) 政府機関等の対応能力の抜本的強化

- ・ 中央省庁に加え、独立行政法人や府省庁と一体となり公的業務を行う特殊法人等を、内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) の制度に基づく監視・監査の対象に追加する。
- ・ 内外の専門家の叡智を結集した質・量両面での体制・機能の一層の強化を進め、政府機関等へのサイバー攻撃に対する検知・分析・対処能力や監査等を充実強化する。
- ・ 重要情報を取り扱う政府機関等の情報システムについて、効率的な業務を実現しつつセキュリティリスクを低減させるため、

情報システムのインターネット等からの分離や全面的なクラウド移行を見据えた対策強化を含む政府機関等の対策方針を早急に取りまとめる。

イ) 民間企業における対策の促進

- ・ サイバーセキュリティを確保するために企業経営上行うべき事項を明確化したガイドラインを策定する。また、サイバーセキュリティ確保に向けた企業の取組に対する第三者評価を促進するとともに、企業等のサイバーセキュリティ対策の取組等に係る情報開示ガイドラインを策定する。

【本年度中をめどにガイドラインを策定】

- ・ 人々の日常生活・経済活動に必要な社会基盤（重要インフラ）の更なるセキュリティ強化策の具体的内容を検討し、結論を得る。

【本年末までに結論】

ウ) サイバーセキュリティの確保に向けた基盤強化

- ・ セキュリティ産業の育成に向けた研究開発や関連投資、教育・人材育成に係る取組を促進する。

○ IT利活用を推進するための新たな法制上の措置

- ・ 対面・書面原則を転換し、「原則 IT」をルール化するとともに、引越、死亡時等の各種行政手続のワンストップ化や、シェアリングエコノミーなどの新たな市場の活性化のために必要な法的措置を講ずる。
- ・ 医療・健康等の分野において、各機関等から個人の情報を収集・管理する「代理機関（仮称）」制度を創設し、民間事業者による新サービスの創出のためのインフラとして活用する。

【次期通常国会から順次関係法案の提出を目指す】

○ マイナンバーの利活用範囲の拡大

- ・ 国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制の整備等により、マイナンバー制度のセキュリティ確保を徹底する。

- ・ マイナンバーの利活用範囲を、税、社会保障から、戸籍、パスポート、在外邦人の情報管理、証券分野等における公共性の高い業務へ拡大する。

【できるだけ早い機会に法制上の措置等を講ずる】

(3) 個人の潜在力の徹底的な磨上げ

i) 少子化対策、労働の「質の向上」及び女性・高齢者等の一層の活躍促進

○企業における情報開示の徹底による長時間労働の是正

- ・ 長時間労働の是正に向けて、女性活躍推進法案及び若者雇用促進法案が成立した際には、事業主行動計画や職場情報提供スキームなどのプラットフォームを活用し、企業の労働時間の状況等の「見える化」を徹底的に進める。

○待機児童の解消に向けた保育士の確保

- ・ 保育の担い手確保に向け、短時間勤務等の保育士の活用を促進するとともに、保育士離職率の低い保育所のベストプラクティスの全国普及等を推進する。また、改正国家戦略特区法案が成立した際には、国家戦略特区において、本年度より保育士試験を年2回実施する（地域限定保育士制度）。

○高齢者の活躍促進（就労マッチング機能の強化）

- ・ 働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらずその能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整備するため、高齢者の多様な雇用・就業機会や就労マッチング機能の飛躍的向上・強化を図る。

○外国人材の活用

- ・ インド・ベトナム等の優秀なIT人材の受入促進のため、現地トップレベルのIT系大学に対し、日本企業への就労に関する情報発信を強化する。また、海外IT系大学の卒業生に対する留学・就労支援等を行うため、海外IT系大学の指定に関する政府間協

○農林水産業の経営力の強化に向けた支援体制の整備

- ・ 都道府県レベルで農業経営の法人化の目標を設定するとともに、経営に関する専門家(税理士・中小企業診断士・地域金融機関等)による法人化に向けた支援体制を整備する。

【本年度中に目標設定】

○農地集積・集約化に向けた取組の加速

- ・ 農地中間管理機構による農地集積・集約化に係る都道府県別の実績をランク付けとともに公表し、実績を上げた都道府県については各般の施策に関し配慮する。 【本年以降順次措置】

- ・ 農地の保有に関する課税の強化・軽減等の仕組みについて検討する。 【本年度に検討し可能な限り早期に結論】

○農林水産物・食品の輸出促進

- ・ 米や牛肉など、今後の「伸びしろ」が大きいと見込まれる品目の輸出促進に重点的に取り組み、「2020年1兆円」という輸出目標の前倒し達成を目指す。

ii) 医療・介護・ヘルスケア産業の活性化・生産性の向上

○次世代ヘルスケア産業の創出支援

- ・ 地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設立を促進するとともに、それらをネットワーク化し、地域で成功したビジネスモデル等の横展開を強化する。あわせて、地域経済活性化支援機構(REVIC)等と連携して、「地域ヘルスケアビジネス事業化プラットフォーム(仮称)」を創設し、投資前段階からの人材育成を含むビジネスモデルの作り込みやリスクマネーの供給を一体的に促進する。

【本年度中に実施】

○医療の国際展開

- ・ 外国人患者の受入れ等を一気通貫でサポートする企業の認証や、外国人患者の受入れに関し意欲と能力のある国内医療機関を「日本国際病院(仮称)」として海外に分かりやすく発信すること等により、外国人患者の集患等に取り組む。【本年度中に検討】

○医療等分野における番号制度の導入

- ・ セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、医療等分野における番号制度を導入する。

【2018年から段階的運用開始、2020年までに本格運用】

- ・ 地域の医療機関間の情報連携や、研究開発の促進、医療の質の向上に向け、医療等分野における番号の具体的制度設計や、固有の番号が付された個人情報の取扱いルールを検討する。

【本年末までに一定の結論を得る】

○地域医療情報連携ネットワーク/電子カルテの普及促進

- ・ 2018年度までに、地域医療情報連携ネットワークの全国各地への普及を実現する。また、2020年度までに、地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される400床以上の一般病院における電子カルテの全国普及率を90%に引き上げる。

- ・ 上記の目標実現のため、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援策等を講じる。また、次期診療報酬改定時に、診療報酬におけるICTを活用した医療情報連携の評価の在り方を検討する。

○医療等分野政策へのデータ活用の一層の促進

- ・ 医療介護データの政策活用推進に向けた具体的施策と実施スケジュールを盛り込んだ「医療等分野データ利用プログラム（仮称）」を策定する。

【本年度中に策定】

iii) 観光産業の基幹産業化

○日本版DMOの設立と政策資源の集中投入

- ・ 地域の観光コンテンツの磨上げ、訪日外国人旅行者の受入環境整備や海外への発信など、観光地域づくりの中心となる組織・機能（日本版DMO）を確立するモデル地域を1～2箇所程度選定し、政策資源を集中投入する。

【本年度中に選定】